

知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会  
産業財産権分野に関する論点

平成 27 年 11 月 30 日  
内閣官房  
知的財産戦略推進事務局

## 1. 地方における知財活用の推進、産学連携機能の強化

### (第一回委員会での主な意見)

#### <地方における知財活用の推進>

- よろず支援拠点で、事業視点・ビジネス視点に立った出願についてもきちんとアドバイスしていただけるとありがたい。
- 中小企業に対しては、出願のみの支援ではなく、企業目線でのアドバイスが必要であり、企業の内側に入り、中長期的課題への対応などを行うべき。
- 知財の評価はまだ確立しておらず融資もしづらいため、明確なプランがあれば積極的に融資ができる制度があるとよい。
- 金融機関関係者への知財の普及啓発活動を積極的に進めるべき。
- 米国中小企業の特許料金は半額であり、日本の中小企業はハンデとなっているので何らかの措置が必要。

#### <産学連携機能の強化>

- マッチングは重要であるが、インセンティブをどのように発揮させるかが課題。
- TLO にとっては、単なる技術移転だけでなく、地域の活性化も必要な機能。
- 共同研究の評価や検討プロセスについては、国の産業競争力強化という観点から検討すべき。

### (主な論点)

- 地方における知財活用の推進のため、さらに必要な取組は何か。
- 産学連携機能の強化のため、さらに必要な取組は何か。

## **2. 知財人財の育成・活用、知財教育の推進**

### **(第一回委員会での主な意見)**

- 知財戦略が経営戦略の中心になるために、どうすれば知的財産を我が国の産業のために活用できるのか教育してほしい。
- 知財人財育成は、その裾野を広げる取組が必要。
- 日本は、国民が英知を振り絞って国際競争力を獲得していくかなければならないため、大学だけでなく、小中高においても知財教育が必要。
- 知財教育の強化は重要であり、研究者・デザイナーを含めた意識啓発や良い発明が世界に役立つことの普及をしてほしい。
- 日本の知財教育を海外の人が一緒に受けるような状況を作っていただきたい。

### **(主な論点)**

- 様々な分野で求められる知財人財像はどのようなものであり、どのように育成を図るべきか。
- 小中高等学校及び大学等において、どのような知財教育を推進すべきか。

## **3. その他**

### **(第一回委員会での主な意見)**

#### **<知財紛争処理システム関連>**

- 真っ当な知的財産の活用とは、訴訟したり、金銭を得たりすることではなく、交渉を通じて企業や日本の競争力を高めることである。そのためには、予見性が高く、現実のビジネスに沿った制度が必要。
- 特許侵害に対して、法定損害賠償及び追加的損害賠償を認めるべき。
- 追加的賠償よりは適正な損害賠償額が認められることが大事。
- 発展途上国は知的財産権を弱めようとしているため、差止請求権を制限することについては、国際的情勢を踏まえて慎重に政策決定すべき。
- 知財紛争処理については、海外に向けて情報発信し、海外の方々が日本の知的財産を使いたいと思うような状況を作るべき。

#### **<その他>**

- 科学技術基本計画や国立大学法人の中期計画の改定時期であり、それらに知財が入るよう働き掛けてほしい。
- 途上国支援にあたっては、知的財産制度だけではなく司法制度も含めてパッケージで進めるべき。